

始



特 103

521

國 民 乃 寶 典



次目

三條教憲
教育勅語 祓詞
軍人勅諭 祓詞
戊申詔書 祓詞
附先帝陛下御製

はしがき

特103
521

教育勅語、軍人勅諭、戊申詔書共に是れ
我國民の寶典なり、苟も是の御主意を守れば、身として立たざるはなく、家として榮へざるはなし
人生有終の美は實に此詔勅に備はれり、假令ば軍人勅諭の如き、其軍人に賜はりし爲めに軍人勅諭と申すと雖も是を拜讀せば、獨り軍人にのみ限りしものにあらざるを知るべし、其教育と稱し戊申詔書するも皆然り、有体に申さば全世界の人の幸福を來すべきものなり、此故に特に此詔勅を辱めたる吾々日本國民は、其宗教の如何に關係なく時々に拜誦、以て其大御心を體すべきなり。
今加ふるに祓詞及神拜詞を以てす、祓は以て其心意を潔正ならしむる式なり、神拜詞は祖宗に奉對するの禮なり、此禮式を修して以て詔勅を拜誦し、忘るゝ事なく忘る事なれば、身豊かに家富みて我日本の太平を四方に耀かし、延ては全世界に幸ひするに至らむ、是先帝陛下の御盛徳に酬ひ

奉るのみに止まらず、吾日本臣民の一大義務と云ふべし。

大正元年八月

編者謹識

凡例

本書編纂に對し最も苦心したるは祓詞なり蓋し其傳ふるところ古ければ從て種々の傳へ多くして其就れに依の可なるかに惑ひしも余暇の許す限り名流の人士を訪ふて以て本詞を編めり多くは伊勢の例により蓋し本詞は昔の教育勅語とも云ふべし茲を以て大に苦心を費やせり。
又勅語勅諭は傍訓の尤も正しき書を得て訂正せり、其平假名に譯せしは通俗に讀めからん爲めのみ毫も他意あるにあらず看者諒焉

○三條の教憲

(明治五年三月
領布)

敬神愛國の旨を體すべき事

天理人道を明にすべき事

皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事

教育勅語

朕惟ふに我が皇祖皇宗、國を肇むること宏遠に、德を樹つること深厚なり、我が臣民克く忠に、克く孝に、億兆心を一にして、世々厥の美を濟せるは、此れ我が國體の精華にして、教育の淵源亦實に此に存す、爾臣民、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉已れを持し、博愛衆に及よぼし、學業を習ひ、以て智能を啓發し、德器を成就し、進で公益を廣め、世務を開き、常に國憲を重じ、國法に遵ひ、一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以て天壞無窮の皇運を扶翼すべし、是の如きは、獨り朕が忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん。

斯の道は、實に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず、朕、爾臣民と俱に、拳々服膺して、咸其德を一にせんことを庶幾ふ。

明治二十三年十月三十日

御名御璽

軍人勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある、昔神武天皇躬づから大伴物部の兵ごもを率ゐ、中國のまつろはぬもの共を討ち平げ給ひ、高御座に即かせられて、天下しろしめし給ひしより一千五百有餘年を経ぬ、此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき、古は天皇躬づから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては、皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき、中世に至り、文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き左右馬寮を建て防人なご設けられしかば、兵制は整ひたれごも打續

ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ、兵農おのづから一に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち、凡七百年の間武家の政治とはなりぬ、世の様の移り換りて斯なれるは、人力もて挽回すべきにあらずとはいながら、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき、降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ、剩外國の事ども起りて其侮をも受けぬべき勢に迫りければ、朕が皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇、いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ、然るに朕幼くして

天津日嗣を受けし初、征夷大將軍其政權を返上し、大名小名其版籍を奉還し、年を經ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ、是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり、歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへども、併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるが故にこそあれ、されば此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ、此十五年が程に陸海軍の制をば今の様に建定めぬ、夫兵馬の大權は朕が統ぶる所なれば、其司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は朕親之を攬り敢て臣下に委ぬべきものにあらず、子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存じて、

再中世以降の如き失體なからんことを望むなり、朕は汝等軍人の太元師なるぞされば朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき、朕が國家を保護して上天の惠に應じ祖宗の恩に報いまるらする事を得るもの得ざるも、汝等軍人が其職を盡すと盡さざるとに由るぞかし、我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ、我武維揚りて其榮を耀さば朕汝等と其譽を偕にすべし、汝等皆其職を守り朕と一心になりて、力を國家の保護に盡さは、我國の蒼生は永く太平の福を受け、我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし、朕斯も深く汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すべき事こそあれ、

いでや之を左に述べむ。

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし、凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なからべき、况して軍人たらん者は此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず、軍人にして報國の心堅固ならざるは、如何程技藝に熟し學術に長ずるも、猶偶人にひとしかるべき、其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存ぜざる軍隊は、事に臨みて鳥合の衆に同かるべし、抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はず政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ、其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ。

一軍人は禮儀を正しくすべし、凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで、其間に官職の階級ありて統屬するのみならず、同列同級とても停年に新舊あれば、新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ、下級のものは上官の命を承ること實に直に朕が命を承る義なりと心得よ、己が隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論、停年の己より舊きものに對しては總べて敬禮を盡すべし、又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず、公務の爲に威

嚴を主とする時は格別なれど、其外は務めて懇に取扱ひ、慈愛を専一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ、若軍人たるものにして禮儀を素り、上を敬はず下を恵まずして、一致の和諧を失ひたらんには、啻に軍隊の蠹毒たるのみかは、國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし。

一軍人は武勇を尙ぶべし、夫武勇は我國にては古よりいとも貴べる所なれば、我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ、况して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるべきか、さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず、血氣にはやり粗暴の振舞なごせんは武勇とは謂ひ難

し、軍人たらんものは常に能、義理を辨へ、能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし、小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず、己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ、されば武勇を尙ぶものは、常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ、由なき勇を好みて猛威を振ひたらば、果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ、心すべきことにこそ。

一軍人は信義を重んずべし、凡信義を守ること常の道にはあれどもわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りあらんこそ、難かるべし、信とは己が言を踐行ひ、義とは己が分を盡をいふなり、されば信義を盡さむと思はば始

より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし、臍氣なる事を假て身の措き所に苦むことあり、悔ゆとも其詮なし、始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ、其言は所詮踐むべからすと知り其義はとてと守るべからすと悟りなば速に止ることよけれ、古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り、あたら英雄豪傑ごもが禍に遭ひ身を滅し、屍の上の汚名を後世まで遺せること其例勘からぬものを、深く警めてやはあるべき。

一軍人は質素を旨とすべし、凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み、遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく世人に瓜はじきせらるゝ迄に至りぬべし、其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し、士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり、朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し、略此事を諒め置きつれど、猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねば、故に又之を訓ふるぞかし、汝等軍人ゆめ此訓諒を等閑にな思ひぞ。右の五ヶ條は軍人たちるもの暫も忽にすべからず、さて之を行はんには一の誠

心こそ大切なれ、抑此五ヶ條は我軍人の精神にして、一の誠心は又五ヶ條の精神なり、心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も、皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき、心だに誠あれば何事も成るものぞかし、况してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり、行ひ易く守り易し、汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さば、日本國の蒼生舉りて之を悦びなん、朕一人の懲のみならんや。

明治十五年一月四日

御名御璽

戊申詔書

朕惟ふに、方今人文日に就り、月に將み、東西相倚り、彼此相濟し、以て其の福利を共にす、朕は爰に益々國交を修め、友義を惇し、列國と與に永く其の慶に頼らむことを期す、顧みると、日進の大勢に伴ひ、文明の惠澤を共にせむとする、固より内、國運の發展に須つ、戰後日尙ほ淺く庶政益々更張を要す、宜く上下心を一にし、忠實業に服し、勤儉產を治め、惟れ信、惟れ義、醇厚俗を成し、華を去り、實に就き、荒怠相諒め、自彊息まさるべし
抑々我が神聖なる、祖宗の遺訓と、我が光輝ある國史の成跡とは炳として日星

の如し、寔に克く恪守し、淬礪の誠を輸さば。國運發展の本、近く斯に在り、朕は方今世局に處し、我が忠良なる臣民の協翼に倚籍して、維新の皇猷を恢弘し、祖宗の威徳を對揚せむことを庶幾ふ、爾臣民其れ克く朕が旨を體せよ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

禊祓詞 (天津祝詞)

高天原神留坐須神漏岐神漏美乃命以氏。皇御祖神伊邪
那岐命筑紫日向之橘乃小門之阿波岐原身滌祓比賜布時
爾生坐祓戸之大神等諸乃禍事罪穢祓給比清給閉止白須事
乃由天津神國津神八百萬神等共氏天乃班駒乃耳振立聞
食世止畏畏美母白須

祓 詞 (大祓詞)

高天原神留坐。皇親神漏岐神漏美乃命以氏。八百萬神等乎。神集集賜比。神議議賜氏。我皇御孫之命波。豐葦原乃水穂之國乎。安國止平久知所食事依志奉伎。此如依志奉樹立。草之垣葉毛語止。天之磐座放。天之八重雲乎伊頭。乃千別千別。天降依志奉支。如此久依志左奉志四方之國中登。大倭日高見之國乎。安國止安奉氏。下津磐根爾宮柱太敷立。高天原千木高知皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏。天之御蔭日之御蔭止隱坐氏。安國止平久氣所知食武。國中爾成出武。天之益人等我過犯家雜々罪事波。天津罪止。畔放溝埋。樋放。頻蒔。串刺。生剝。逆剝。屎戸。許々太久罪乎。

天津罪

止法別

國津罪

生膚斷

死膚斷

白人

胡久美

己母犯罪

已子犯罪

母與子犯罪

子與母犯罪

畜犯罪

昆蟲

乃災

高津神

乃災

高津鳥

乃災

畜仆

志蠱物爲罪

許許

太久

乃罪出

武

如

此出

天津宮事以

氏

本打切

未打斷

氏

千座

置座

置足

氏

斷未刈切

氏

八針

取辟

氏

天津祝詞

事

此久乃良

波

天津神

波

天磐門

乎押披

氏

乃千別

爾千別

所聞食

武

國津神

波

高山之末

云

上坐

高山之伊穗理

短山之伊穗理

乎撥別

氏

所聞食

如

此所聞食

波

皇御孫之命

乃朝廷

始

天下四方國

波罪

布罪

不在

止

科戶之風

乃

天之八重雲

吹放事之如

朝

之御霧夕之御霧

乎

朝風夕風

乃

吹掃事之如

久

大津邊居

大船乎。

舳解放艤解放氏。

大海原爾押放事之如久。

彼方之

止。

繁木本乎。

燒鎌乃敏鎌以波。打掃事之如久。

遺留罪波不在止。

祓給比清米給布事乎。

高山之末短山之末里。佐久那太理爾。

落

多支都速川能瀨爾坐須。

瀬織津比賣止云神。

大海原爾持出武奈

如此持出往波。

荒鹽之鹽乃八百道。

鹽乃八百

會爾座須。速開都比賣止云神。

持可可吞車。如此可可吞車。

車。如此可可吞車。如此可可吞車。

氣吹戶坐須氣吹戶主止云神。

根國底之國爾坐。速佐須良比賣登云神。

氣吹放車。如此

久氣吹放波。根國底之國爾坐。

速佐須良比賣登云神。

氣吹放車。如此

須良比失車。如此失波。自今日始氏

罪云布罪波。不在止

祓給比清米給布事乎。諸所聞食止畏畏毛白須。

神 拝 詞

掛卷も恐き。此の大神を始め奉り。天つ神國つ神八百萬の神等の御前を。慎み敬ひ。皇らが朝廷を堅磐に常磐に。守り奉り幸へ奉り。天下の同胞に。種々の災禍無く。過ち犯せる罪科の在むをば。神直び大直びに。見直し聞直し坐て常に直き道に導き給ひ。赤き清き眞心以て世に勤勞み仕へ奉らしめ。我爲す業を彌獎めに奨め、夜の守日の守に守恵み幸へ給へと。恐み恐みも拜み奉る

先帝陛下 御 製

天鏡天鏡折にふれて
同じく玉玉
庭訓

あさみどりすみ渡りたる大ぞらのひろきをおのが心ともがな打むかふたびに心をみがけとやかみは神のつくり初めけむわがこゝろ及ばぬ國のはてまでもよるひる神はまもります覽ためしなく開けゆく世を見るとも導く神のあればなりけりしら玉をひかりなしとも思ふかな磨き足らざる事をわすれてたらちねの庭のをしへはせまけれど廣き世にたつ基とはなれ

同じく

さし昇る朝日。如く爽やかにもたまほしきはこゝろなりけり

心

教育

折にふれて

ともすればかきにごしけりやま水のすませばすます人の心を
進みたる世に生れたるうなるにもむかしの事をまづ教へなむ
いかならむ事に逢ひても撓まぬはわが敷島のやまとたましひ

武樂

弓矢もて神の治めしくに人はことなき世にもこゝろゆるぶな
千よろづの民と共にも樂しむにます樂みはあらじとぞおもふ
神つよの御代のおきてをたがへじと思ふぞおのが願なりける
いそのかみ古きためしを温ねつ、新らしき世の事もさだめむ

同じく

同じく

同じく

同じく

行

折にふれて

同じく

千早ふる神のこゝろにかなふらんわが國民のつくすまことは
うけつきし國の柱のうごきなくさかゆるよ、を猶いのるかな
照しつけ曇につけておもふかなわが民ぐさのうへはいかにと
やすくしてなしえ難きは世の中の人の人たるおこないにして
よしあしを人の上には言ひながら身を顧りみる人なかりけり
家とみてあかぬ事なき身なりとも人の務めをおこたるなゆめ
何事も思ふがまゝにならざるがかへりてひとの身の爲にこそ
開けゆくみちにいでてもこゝろせよ蹠く事のある世なりけり

同じく
同じく
思往事
誠

大空にそびえて見ゆる高ねにものばればのぼる道はありけり
おのがじし務ををへしのちにこそ花の蔭には立つべかりけり
天を恨み人をとがむることもあらじわが過をおもひかへさば
目に見えぬ神のこゝろに通ふこそひとの心のまことなりけれ
千よろづの民の心もおさまらむまこと一つをもてをしへなば
鬼神もなかするものは世の中の人のかゝるのまことなりけり
まごころを限なき世にとゞむるも大和言葉のいさをなりけり
ますら男がつねにきたへし劔もてむかふ醜草なきつくすらむ

神祇
折にふれて
同じく
親子
折にふれて
同じく
教育

わが國は神の末なり神まつるむかしのてふりわするゝなゆめ
天つ神開きましけんわがくにの道にはまだふひとなかりけり
雨におもひ風に心をくだくかな民の手わざのたゞやすかれと
たらちねの親の心はたれも皆としふるまゝにおもひしるらむ
思ふことつくろふ事もまだしらぬをさな心のうつくしきかな
山をぬくひこの力もしき島のやまとごゝろぞもとゐなるべき
うつせみの人の心のおこたりにまされる仇はあらじとぞ思ふ
いつくしと愛のあまりに撫子の庭のをしへをゆるかせにすな

心
折にふれて

同じく

朝日

神
折にふれて

思ふにはまかせすとてもひと心平らかにこそあらまほしけれ
廣き世に交りながらいかなればせばきは人のこゝろなるらむ
雪にたへあらしにたへし後にこそ松のくらゐも高く見えけれ
岩戸あけし神代おぼえて山の端を出る朝日のかけぞまばゆき
ふく風ものとかになりて朝日かけ神代ながらの春をしるかな
神路やましげる神をこのあきはみづからをりて神にたむけむ
思ふ事貫かん世をまつほどの月日はながきものにぞありける
末つひにならざらめやは國のため民のためにと我おもふこと

述懷

折にふれて

教育

道

折にふれて

人

神祇

歌

すなほなるひごの心に吳竹のまがれるくせはいつかつきけむ
ともすればあらぬかたにとふみ迷ひ教がたきは人のみちなり
並びゆく人にはよしやおくるともたゞしき道を履なたがへぞ
おのが身を顧りみずして人のため盡すや人のつとめなるらん
さかしきも愚もあれど人毎にあらまほしきはまことなりけり
千萬の神のみたまはとこしへにわがくに民をまもりますらむ
さだめにしそのはじめより芦原の國のさかえは神ぞまもらむ
言の葉のみちをや神の開きけん人のこゝろをなぐさめよとて

詞

大和魂

折にふれて

夜述懷

折にふれて

賤家

深夜述懷

同じく

○

折にふれて

同じく

同じく

○

樂

鶴思子

竹

植物苑

子らはみな戰の庭に出ではて、おきなやひとり山田もるらむ
國の爲めあだなす仇はくだくともいつくしむべき事な忘れぞ
世の中の人におくれを取りぬべし進まむ時にすゝまさりせば
いさをある人を教のおやにしておふし立てなむ大和なでしこ
親も子も親しみ交はし家の内のにぎはへるこそ世は樂しけれ
前になりうしろになりて離まもるたづの心のあはれなるかな
笛となり弓矢となりて吳竹のよはさまぐにかはりゆくかな
我が園に繁りあひけり外くにくさきの苗もおふしたつれば

言の葉の上に匂ひてゆかしきは人のこゝろの花にぞありける
國といふ國の鑑となるばかりみがけますらをやまとだましひ
善きを取り悪きを捨てゝ外國におとらぬ國に爲すよしもかな
夏の夜はねざめ勝にぞあかしける世の爲め思ふこそ多くして
あつしとも言はれざりけり沸返る水田に立てる賤をおもへば
としぐに思ひやれども山水を汲みてあそばむ夏なかりけり
しづが住むわらやの様を見てぞ思ふ雨風あらき時はいかにと
軍びといかなる野邊にあかすらむ蚊の聲しげくなれる此夜を

寄國祝

同じく

藥

友

社頭祈世

盃

折にふれて

寄道述懷

河水久澄

四海清

冰滿池上

爐邊述懷

谷鶯

夢後郭公

夏冰

くに民はひごつ心にまもりけりとほつみおやの神のをしへを
蘆はらの瑞穂のくにのよろづ代もみだれぬ道は神ぞひらきし
こゝろある人のいさめの言の葉は病なき身のくすりなりけり
あやまちをいさめ交してしたしむがまことの友の心なるらむ
常しに民やすかれといのるなる我がよを守れ伊勢のおほ神
靜かにも世はをさまりてよろこびの盃あげむときぞまたる、
ことなくてをさまるよにも民の爲おもふ心はやすむときなし
つたへ來てくにのたからこなりにけりひじりの御世の詔ふみ
しらくものよそに求むな世のひとの正の道ぞしきしまのみち
むかしより流れたえせぬ五十鈴川なほ萬代もすまむとぞ思ふ
おきつ波よりくる舟もごしぐに數そふよこそ樂しかりけれ
池水はこほらぬかたもなかりけり何處かをしの夜床なるらむ
埋火をかきをこしつゝつくぐとよのありさまを思ひける哉
おくやまの谷のうぐひすいで、なけ都の梅はいまさかりなり
ほとゝぎす鳴く一聲のうれしさに今見し夢をわすれけるかな
夏しらぬこほりみづをばいくさ人つどへる庭に分ちてしがな

隣朝顔

○月明星稀

馬上紅葉

松

草

蝸牛

時計

寄石述懷

水

兄弟

親

人

故郷草花

雨たりにくぼみし軒の石みてもかたき業とておもひすてめや
くろがねの舟もたやすく動かしてつよきはみづの力なりけり
千代よばふ聲ぞ賑はふやまゝつのつらなる枝のひろき園生は
人はたゞまことの道を守らなむ高きいやしきしなはありとも
むらきもの心つくして報いなむおふし立てたる親のめぐみに
國のためたふれし人をおしむにもおもふはおやの心なりけり
園守やひとり見るらむむかしわがあつめしにはの秋ぐさの花

いづれより種はまきけむなかゝきのうら表なく咲ける朝がは
たちつゝく市の家居はあつからむ風の吹き入る窓せまくして
天の原みちたる星のかげ消えてつきのひかりになれる空かな
鞭打たばもみぢの枝にふれぬべし駒をひかへむ岡ごえのみち
雲のうへにたちさかえたる山松のたかきにならへひとの心も
いぶせしと思ふ中にも撰びなばくすりとならん草もこそあれ
さゝやかに見ゆる家居も蝸牛ひとり住むにはこと足りぬべし
時はかるうつはゝ前にありながらたゆみ勝なり人のこゝろは

272
103

大大正二年一月十九日發印

行刷

(定價郵稅共一部八錢)

東京市淺草區向柳原町二丁目三番地

編行人兼

齊藤襄吉

印刷人

門岡甲次郎

印刷所

東京市芝區三田四國町二番地
三田印刷合資會社

印刷所

東京市麻布區笄町百三十九番地

發行所

神之道雜誌社

複不許
複製

終

